

災害に強い組織づくり

NPO等との連携

長野県 古越 武彦

- ・人と防災未来センター リサーチフェロー
- ・人と防災未来センター Disaster Manager
- ・危機管理士1級
- ・事業継続管理者

自己紹介



ふるこし たけひこ
古越 武彦

出身

長野県 御代田町

所属

長野県危機管理部

職名

火山防災幹

PR

防災業務15年目

信条

常に被災者目線

連絡先 : furukoshi-takehiko@pref.nagano.lg.jp (所属)
furukoshit@gmail.com (個人)

※お気軽にお尋ねください。



長野県の特徴

①面積

約13,562km² 全国4番目
 (東西約128km、南北約220km)

②市町村数

77市町村
 (19市、23町、35村)

○ 77市町村の人口規模(R2.1.1)

人口 10,000人以下: 43町村
 (うち人口 5,000人以下 29(うち1,000人以下6))

○ 58町村役場の行政職員数(R2.1.1)

一般行政職 100人以下: 45町村
 (うち50人以下 18(うち20人以下3))

※全体の約8割の町村は、平常時においてもマンパワーに乏しい。
 「長野県市町村ハンドブック(令和2年版)」より

近年、長野県において発生した**主な災害**

○長野県災害対策本部を設置した災害

平成23年

長野県北部の**地震**【H23.3.12】

平成26年

①平成26年2月14日からの**大雪**【H26.2.14】

②台風第8号に伴う**大雨**災害【H26.7.9】

③御嶽山**噴火**災害【H26.9.27】

④長野県北部を震源とする**地震**(長野県神城断層地震)【H26.11.22】

⑤平成26年12月17日からの**雪**【H26.12.18】

令和元年

令和元年東日本**台風**(台風第19号)【R1.10.12】

令和2年

令和2年7月**豪雨**【R2.7.3～】



平成26年2月 大雪



平成26年7月 南木曾土石流災害



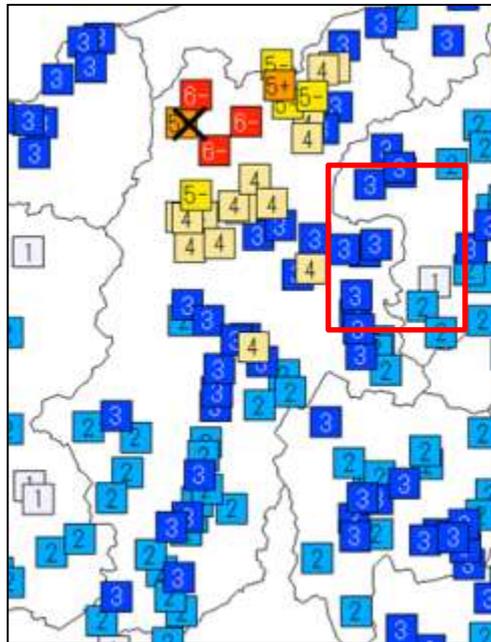
平成26年9月 御嶽山噴火災害



平成26年11月 長野県神城断層地震

長野県神城断層地震の概要

地震発生	平成26年(2014年)11月22日(土) 22:08
震源・地震の規模	長野県北部(深さ5キロメートル)・マグニチュード6.7
主な震度分布	震度6弱 長野市、小川村、 小谷村 震度5強 信濃町、 白馬村
地震の評価	震源域付近には糸魚川－静岡構造線活断層系の一部である神城断層が存在している。今回の地震は、神城断層の一部の活動による可能性が高いが、詳細は今後の調査観測結果等を踏まえさらに検討を行う必要がある(H26.11.23 地震調査委員会)。



震度分布図及びに本震及び余震の震央分布図 (11/22~12/1) (気象台提供)

	人的被害 (人)		住家被害 (棟)		
	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊
長野市	2	10	4	44	1, 413
松本市					1
岡谷市					1
中野市					5
大町市		2		6	101
飯山市					1
安曇野市					1
松川村	1				
白馬村	3	20	42	35	164
小谷村	2	2	33	79	223
信濃町		1			
小川村		1	2	11	225
飯綱町		2			11
計	8	38	81	175	2, 146

JVOAD(準備会:当時)との連携

①11月22日 22:08
県災害対策本部設置

②11月22日～
情報連絡員(連絡調整・業務支援)
北安曇地方事務所(地方部)から白馬村へ地域政策課長を派遣(駐在)

③11月27日
**名古屋大学 阪本真由美准教授(当時)からの依頼により、
JVOADへの対応を白馬村駐在職員へ依頼**

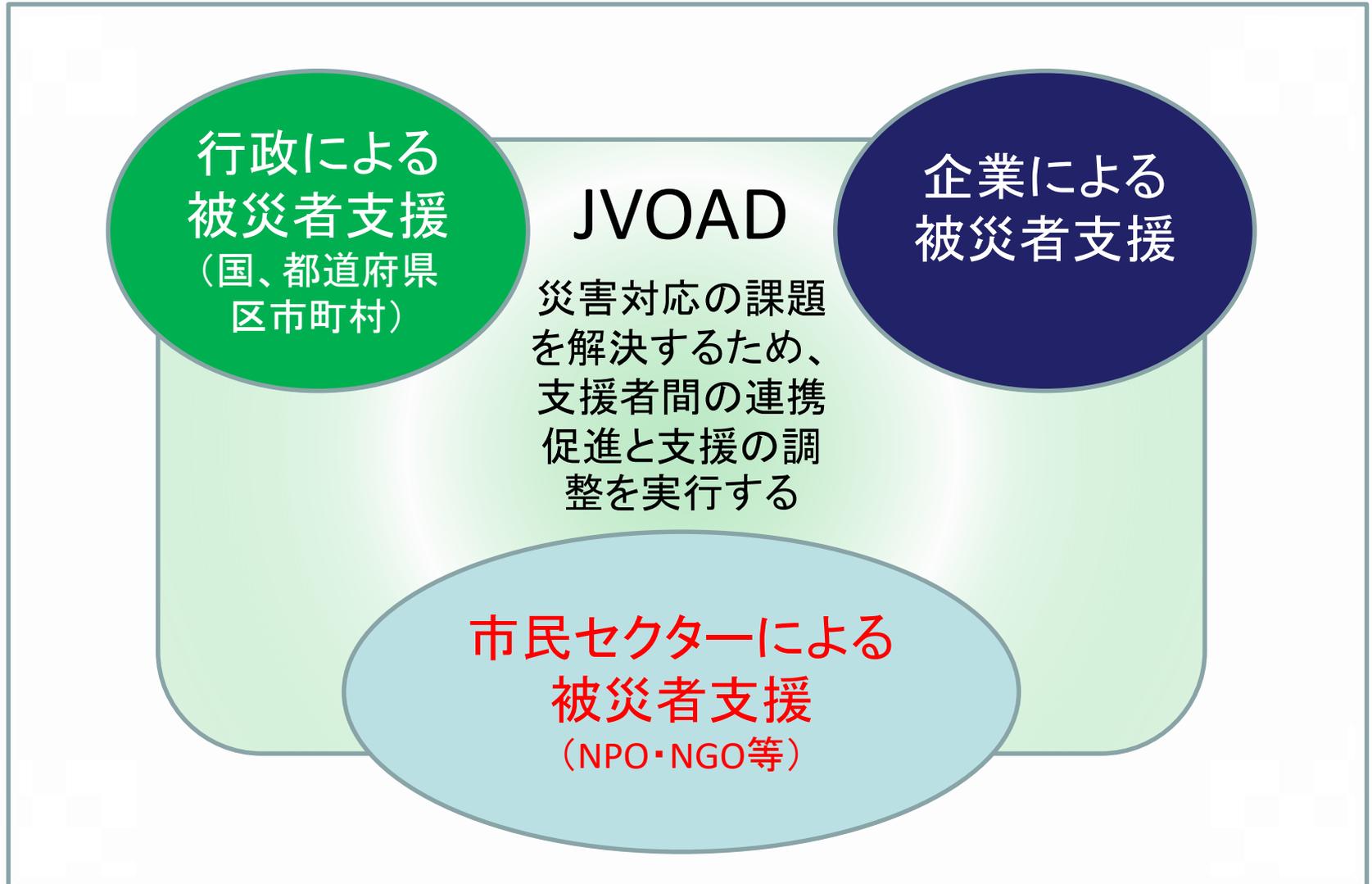
④11月28日
白馬村にて、JVOADと白馬村駐在員打合せ→白馬村へつなぐ

⑤11月28日～
白馬村での活動報告を受領
→「確認したいこと」として、被災地情報を得る。
→県庁内担当課等へ情報を提供し、対応を依頼

※人と防災未来センター派遣時(H24)、東日本大震災におけるNPO等の活動について、研修や阪本先生からの情報により、承知していたことがよかった。

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOADの概念

被災者・被災地支援



市民セクターとの連携は、行政にとっては「新しい取組」

⇒まず、どこが「担当するか」を決めることに時間がかかる。

⇒連携を進めたい部署が覚悟を決めて、主導権を握る。

※戦略をもって能動的に進める。

市民セクターとの連携を実現するための仕組みづくり(H27)

①連携体制の構築

⇒長野県災害対策本部の中に位置づける。

⇒実績をつくる。

(訓練への参加などを通じて、理解を促進)

②県地域防災計画の修正

⇒連携するための根拠をつくる。

⇒県の計画を通じることで、市町村の取組へとつなげる。

平成27年度長野県災害対策本部室の体制について

災害対策本部室の体制

体制	体制の考え方
I	平成23年3月の県北部地震クラスの災害発生の場合（単一市町村被災の場合）
II	広域的に複数の市町村が被災した場合
III	大規模災害が複合して発生した場合、もしくは対応が長期化した場合の交代要員

各体制の配置人数

配置人数／体制	I	II	III
危機管理監	1	1	1
本部室長	(1)	(1)	(1)
総括調整担当	6		
警察担当	1		
災害救助法担当	1		
活動調整担当	5		
物資調整担当（県職員）	7		
情報収集・分析担当	1		
情報分析担当	5		
情報収集担当	11		
広域応援・救助担当	9		
情報発信担当	7		
庶務担当	6		
県職員計	60		
物資調整担当（外部：本部室要員）	3		
NGO・NPO代表等（協働機関）	3		
外部等計	6		
合計	66	89	126

県の図上訓練（H27.9.1）への参加

- ①県レベルにおける対応の確認
- ②防災関係機関との調整



長野県地域防災計画への位置付け(平成27年度修正へ反映)

長野県地域防災計画「風水害編」第3章

第39節 NPO・NGO等との連携(新設)

第1 基本方針

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- 2 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。

第3 活動の内容

1 民間団体からの支援の結集と活用

(1) 基本方針

民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連携を図るため、**高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。**

(イ) **官民協働による円滑な被災地支援が行えるよう、長野県社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行う。**

イ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】

(ア) **被災地のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。**

(イ) **支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。**

(ウ) **必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。**

ウ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

(ア) **被災地支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。**

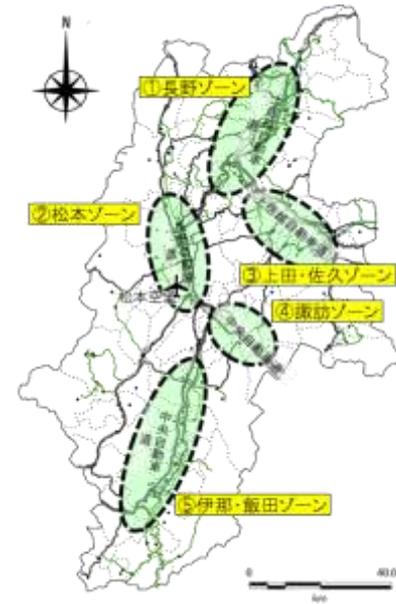
令和元年東日本台風(台風第19号)



1 主な事前対策 広域受援計画の策定 (H29-H30)

ポイント1 広域防災拠点計画の策定

県内においていかなる災害に対しても対応出来るよう広域防災拠点施設を配置する地域（ゾーン）を5ゾーン設定

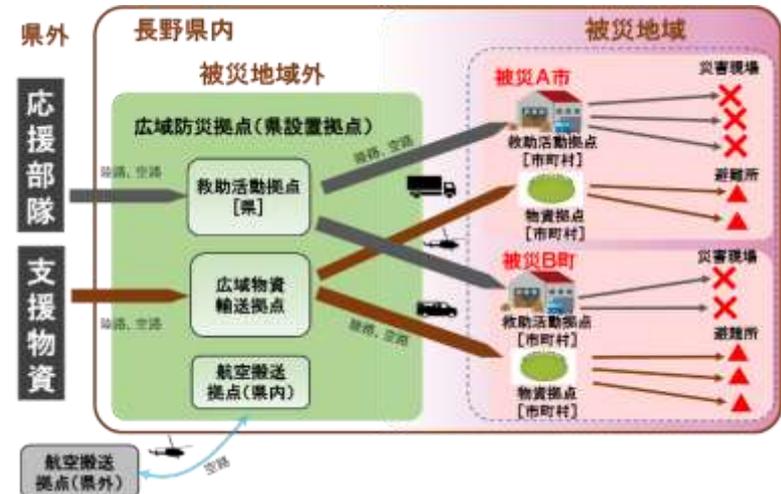


ポイント2 機能別活動計画の策定

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
救助・消防・救命活動	航空医療搬送	緊急輸送ルート確保	行政職員支援	建物応急危険度判定・宅地危険度判定	避難所運営支援	住宅の被害認定調査・罹災証明交付支援	災害ボランティア・NPO等の活動調整	遺体の対応	災害廃棄物等の処理	その他技術・専門職員支援	物資の確保	物資流通	救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	要配慮者対応支援	緊急車両・優先給油所施設への燃料供給

ポイント3 市町村の受援計画策定支援

「長野県市町村受援計画 標準形」を作成し、全市町村が速やかに策定されるよう県が支援



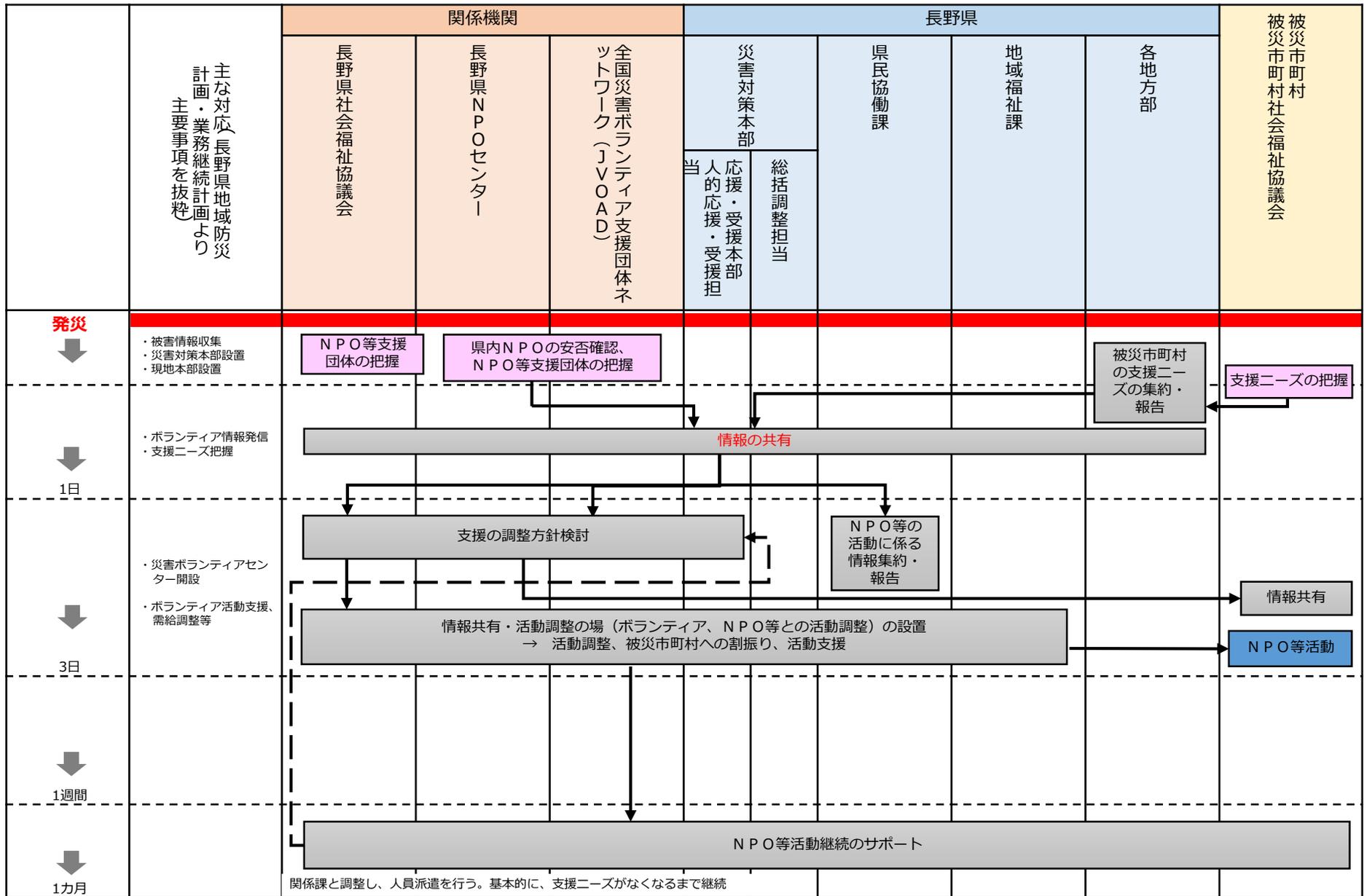
機能別活動計画の策定

受援が必要な16の機能別活動計画の明確化

- ・ 基本構想で抽出した16の機能別活動計画を明確化するため、活動を時系列に示した行動計画を作成した。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
救助・消防・救命活動	航空医療搬送	緊急輸送ルート確保	行政職員支援	建物応急危険度判定・宅地危険度判定	避難所運営支援	住宅の被害認定調査・罹災証明交付支援	災害ボランティア・NPO等の活動調整	遺体の対応	災害廃棄物等の処理	その他技術・専門職員支援	物資の確保	物資流通	救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	要配慮者対応支援	緊急車両・優先給油所施設への燃料供給

■被災市町村内にて行うNPO等の活動に必要な要員の確保のため、支援ニーズの把握、NPO等活動調整までの基本的な手順を示す。



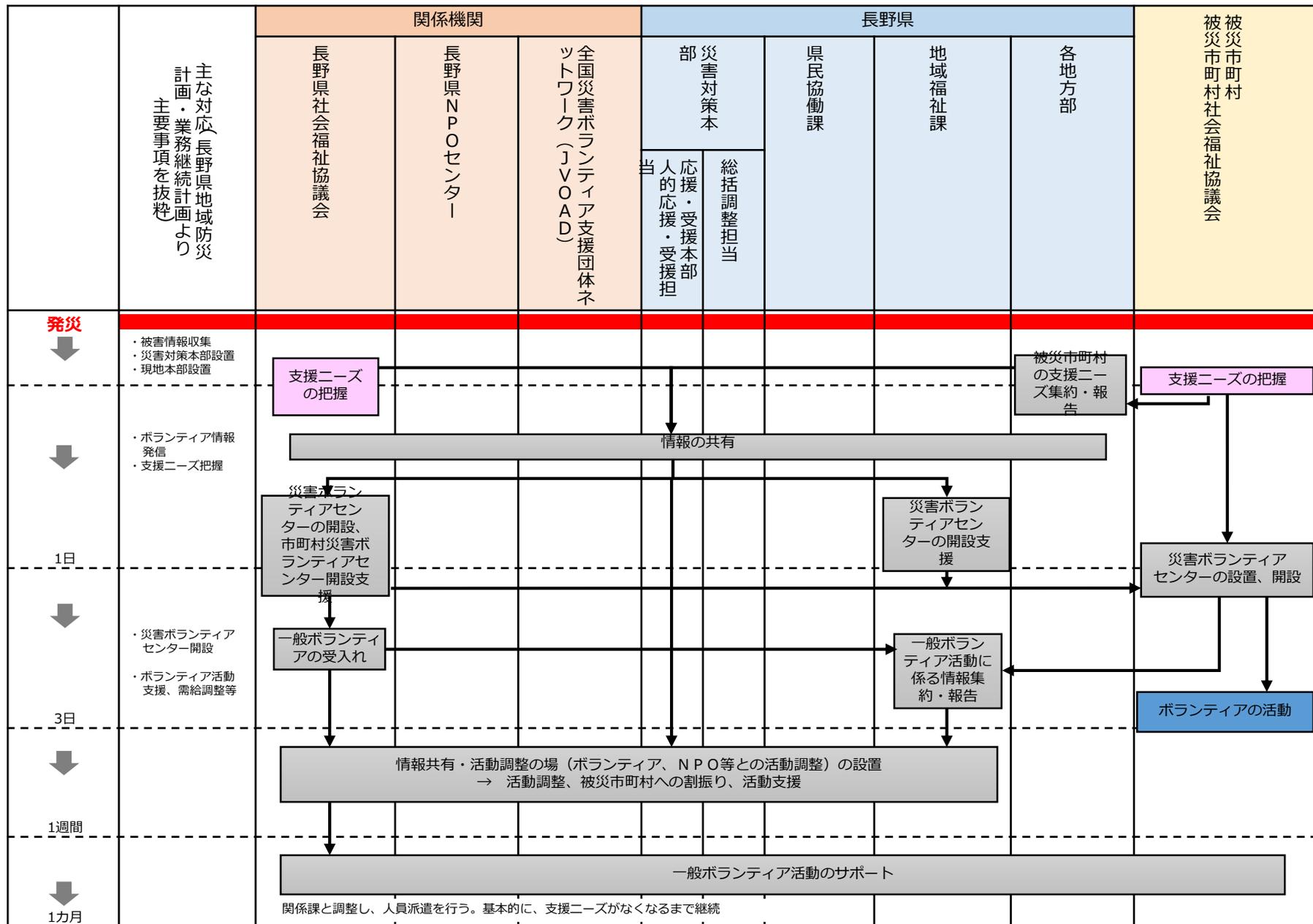
行動計画「活動の時系列」(8) ②一般ボランティアの活動調整

初動対応

対応手順

当面の目標

■被災市町村内にて行うボランティア等の活動に必要な要員の確保のため、支援ニーズの把握、ボランティア等の派遣・活動までの基本的な手順を示す。



2 主な事前対策 3者連携体制の構築

H29・30年度

「災害時の連携を考える長野県フォーラム」

H30年度・R1年度

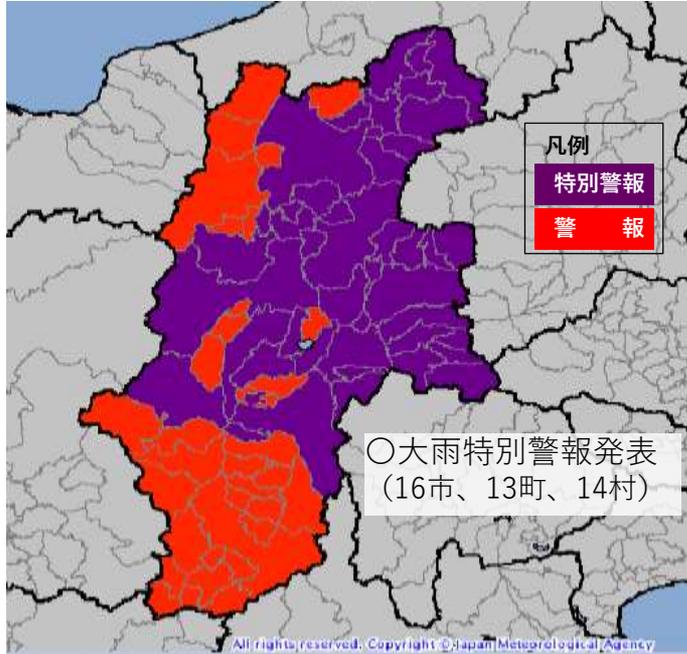
R 1年9月1日 ボランティア・NPO等活動調整訓練



ボランティア（県社会福祉協議会）、NPO等（JVOAD、長野県生活協同組合連合会、特定非営利活動法人長野県NPOセンター）、行政（市町村、県）の3者の顔の見える関係の構築

3 ① 台風第19号災害の概要

1 気象概要



2 県の主な対応について

- (1) 災害対策本部等の設置（災害対策基本法に基づく）
- ア 長野県
 - ・10/11（金）15:30 警戒・対策本部
 - ・10/12（土）15:30 災害対策本部
（15:30県内市町村への大雨特別警報の発表による）
 - ・3/26（木）災害対策本部廃止
 - イ 市町村
 - ・最大34市町村が災害対策本部を設置
- (2) 災害救助法の適用
- ・10/12（土）：大雨特別警報が発表された43市町村
- (3) 被災者生活再建支援法の適用
- ・10/25（金）：県内全77市町村

3 救助に係る受援状況

要請先等	活動期間	活動内容
自衛隊	R1. 10. 12～11. 30	人命救助、災害廃棄物処理、入浴・給食支援等
緊急消防援助隊	R1. 10. 13～10. 15	人命救助
警察災害派遣隊	R1. 10. 13～11. 3	人命救助、警ら
海上保安庁	R1. 10. 13～10. 14	人命救助

- 救助機関による救助者数
- ・自衛隊748名
 - ・消防・消防団755名
 - ・警察256名
 - ・海上保安庁16名 合計1,775名

3 ② 台風第19号災害の概要

4 主な被害状況

人的・住家被害等の状況 (R2.12.15現在)

1 人的被害

- ・死者 21名
(内災害関連死 16名)
- ・行方不明者 0名
- ・重傷者 14名
- ・軽傷者 136名

2 住家被害

- ・全壊 920棟
- ・半壊 2,498棟
- ・一部損壊 3,564棟
- ・床上浸水 2棟
- ・床下浸水 1,360棟

3 避難の状況

避難所等約400か所開設
開設期間10/12~12/20
延べ避難者約75,000人



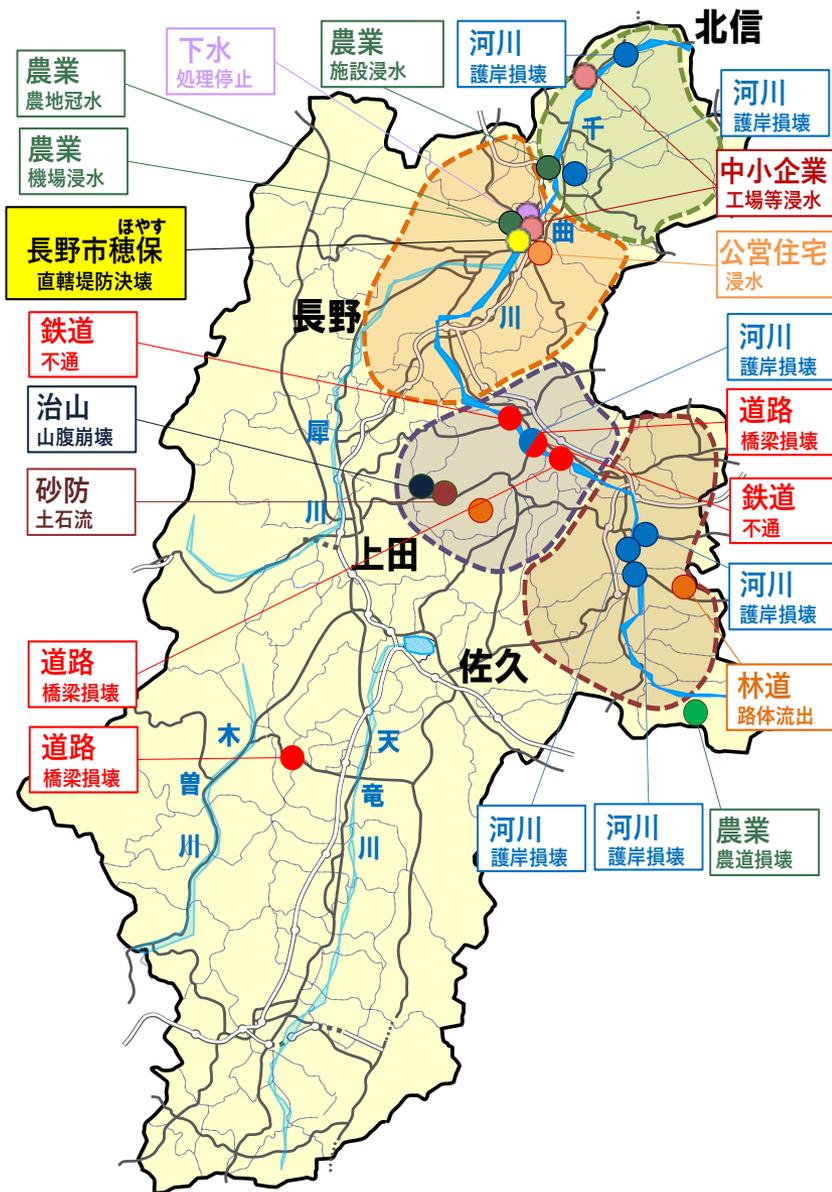
(-) 千曲川決壊 長野市 穂保地籍



市道白鳥神社線 東御市 本海野



(国)361号 上伊那郡南箕輪 北沢山地籍



初動期において、古越（総括調整班：副班長）が、自らの判断で立案・実行したこと（一部）

①「被災者生活再建支援チーム」の設置

⇒県庁内に担当する部署がない

⇒なければ「つくればよい」

⇒危機管理監（危機管理部長）をはじめとして、知事、副知事、総務部長など、県幹部に必要性を訴えて認めてもらう。

（専任職員の派遣は1カ月を条件）

②NPO団体が活動するための会議室を確保

⇒独断で実行

③人と防災未来センターとの連携、研究員の派遣要請

4 「被災者生活再建支援チーム」の設置

複数市町村で避難所生活が長期化し、仮設住宅の供与（建設型・みなし等）も県内で数十年経験の無い規模となることが判明してきた**発災3日目**に、熊本地震や平成30年7月豪雨での各県の対応を参考に設置

実施事務

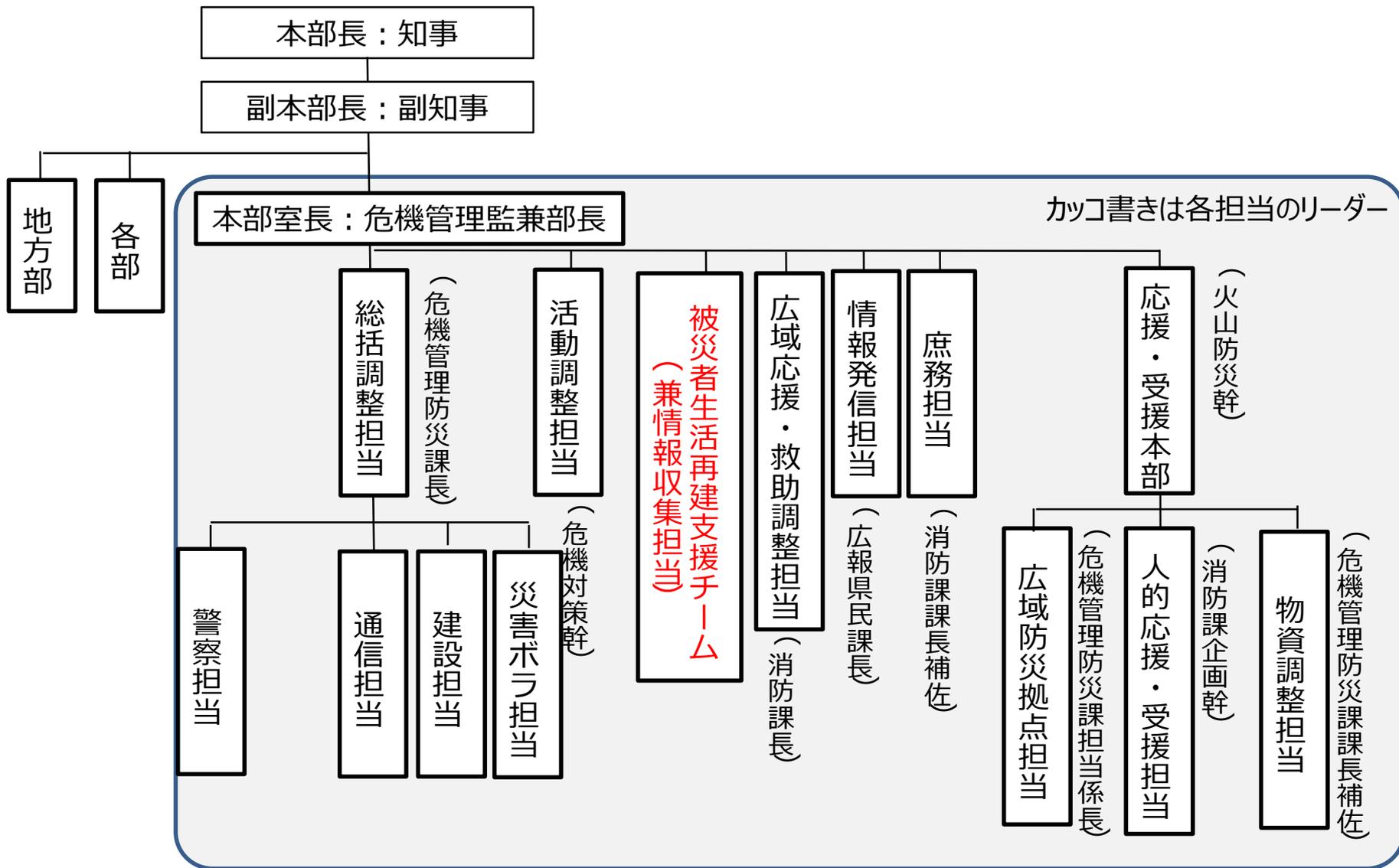
- ①住家の被害認定調査指導・支援
- ②罹災証明発行業務支援
- ③避難所の状況把握、ホテル旅館等二次避難の後方支援(保健部局との調整)
- ④市町村が実施する在宅要援護者の把握・支援の後方支援(人員の調整など)
- ⑤応急仮設住宅の供与(建設部局との調整)
- ⑥各種被災者支援の実施方法についての整理と市町村への周知
- ⑦各種生活再建・住宅再建メニューの策定(専門家の派遣など) ほか



構成

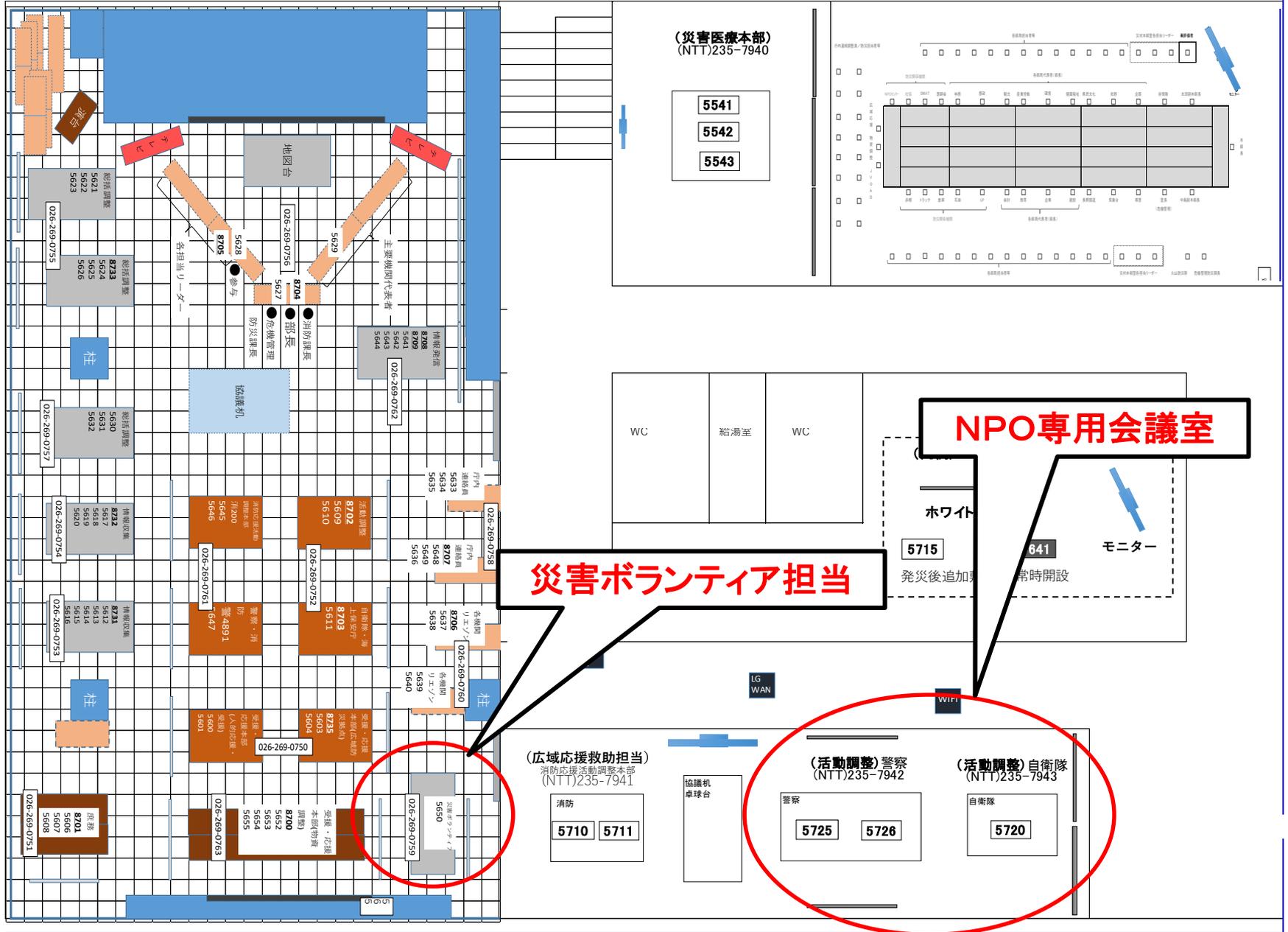
- 被災者生活再建支援チーム18人～13人
 - ・危機管理部(プロパー6、旧部員兼務2)、健康福祉部(保健1、福祉1)、建設部(建築1)
 - ・応援県(中部9県1市、鳥取県ほか)9名～3名

災害対策本部室の組織（発災3日目10/15～）



災害対策本部 レイアウト及び座席表

H31.2から



5 NPO等との連携体制の構築

NPOとの連携

○専用会議室の確保

災害対策本部室の近くに
会議室を確保

○活動しやすい工夫

現場に入るNPOに
「長野県」のビブス



NPO/NGO

○ボランティア活動全体コーディネート (行政、社協、NPO/NGO等)

- ・避難所運営支援
- ・災害ボランティアセンター運営支援
- ・重機・技術系支援
- ・子ども、高齢者など災害弱者支援
- ・物資支援
- ・ネットワーク・情報共有

長野県災害時支援ネットワークにより、発災以降随時「情報共有会議」が開催され、現場で活動するNPO/NGO等が集まり、各地域の現状や課題、活動状況等を共有しネットワークとして繋がる事で、相乗効果を生み出し、より効果的な被災地支援活動につなげています。



情報共有会議



ボランティアセンター
運営支援



炊き出し支援



重機作業支援

6 ボランティア等の活動

災害ボランティア

○活動状況（2月2日現在）

全県 延べ72,314名

○主な活動内容

- ・被災住宅の泥の掻き出し
- ・家財の片づけ
- ・軽トラによる家財運搬



6 ボランティア等の活動

農業ボランティア

○活動状況（2月2日現在）

全県 延べ8,524名

○主な活動内容

- ・ 果樹周りの泥土の除去
- ・ リンゴ畑、モモ畑、
田んぼ等の農地に
流れついた災害漂
着物の撤去



応急期において、古越が、自らの判断で立案・実行したこと(一部)

◎復旧・復興の仕組みづくり

災害発生から1か月後の取組

令和元年台風第19号災害暮らし・^{なりわい}生業再建本部の設置について（案）

令和元年11月22日
危機管理部・企画振興部

1 設置目的（要綱設置）

「令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針」に基づき、被災された方々が1日でも早く安心した生活を取り戻せるよう、地域の想いに寄り添いながら、県組織一丸となって引き続き市町村や関係機関と連携し全力で取り組むため、「暮らし・^{なりわい}生業再建本部」を設置する。

2 構成

- ・本部長 … 知事
- ・副本部長 … 副知事
- ・構成員 … 危機管理部長、企画振興部長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、環境部長、信州ブランド推進監、産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、佐久地域振興局長、上田地域振興局長、長野地域振興局長、北信地域振興局長

3 本部会議

会議は、公開で行う。

本部長は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

4 チームの設置

部局横断事項に取り組むため、次のチームを設置する。

チーム名	リーダー	主な業務
暮らしの支援チーム	健康福祉部長	○総合的な被災者への暮らしの支援に関すること
住宅支援チーム	建設部長	○被災者への住宅支援に関すること
産業復興チーム	産業労働部長	○総合的な中小企業の復興支援に関すること ○各種生業等の復興支援に関すること
農業復興チーム	農政部長	○総合的な農業の復興支援に関すること
「がんばろう信州！」推進チーム	観光部長	○総合的な観光・地域活性化に関すること ○情報発信に関すること

5 事務局

危機管理部・企画振興部に事務局を置く。

災害の規模を考えて…

①災害発生から1カ月

- ・生活再建、復旧・復興のフェーズ

②復興を担う体制が必要

- ・発災3週間後くらいから体制を検討
- ・11月15日09:00に上司に提案・調整
- ・11月15日、知事・副知事の了解
- ・知事了解により部局調整
- ・設置要綱検討

③「生活再建・生業本部」設置

- ・2019年11月22日設置

適時適切な災害対応とするためには、

- ①初動時に「被害」を推量
- ②常に災害対応の「流れ」を意識
- ③裁量でできることは最大限に実施
- ④常に先を予測
 - ・初動期には「3日後」を意識
- ⑤必要なものは「つくる」

災害マネジメントを行う上では、

- ①覚悟を決める
- ②被災者目線による目標設定・共有・進捗管理
- ③常に連携・調整を行う

※勝手な思い込みが被災者・被災地を疲弊させることにつながりかねない。

令和元年東日本台風災害後の取組（一部）

1 信州防災「逃げ遅れゼロ」プロジェクト

①集中的なキャンペーン（出水期）

- ・知事と市町村長による共同宣言

②長野県避難所運営マニュアル策定指針の改定

③適時適切な避難対策の検討

- ・多様な避難先の確保対策
- ・「車で避難・安全確保」（地図情報）
- ・「率先安全避難者」

2 避難所の環境改善

①避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）

②長野県避難所TKBスタンダード

- ・県と市町村とが目指すべき目標を作成

(表2) 長野県避難所TKBスタンダード(避難所(ホテル旅館除く)における良好な生活環境の確保のための目標)

項目	長野県避難所TKBスタンダードの目標		実施主体	TKB長野県避難所スタンダード達成のための実施事項				
	3日以内	7日以内		発災前	3日以内(初動期)			7日以内(応急期)
					24時間以内	48時間以内	72時間以内	3日~1週間まで
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 避難所が停電・断水している。 道路は使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電・断水は解消されている。 	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> 「TKB長野県避難所スタンダード」の周知徹底 市町村備蓄量の把握※ 企業との協定の締結 自家発電機等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所への把握 要配慮者数の把握 事業者の被災状況確認 自衛隊災害派遣要請 非常用電源を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の設置・開設 支援物資等の確保に向けた広域調整 	<ul style="list-style-type: none"> 広域防災拠点の開設 「TKB長野県避難所スタンダード」を達成 国・都府県型支援物資 住民による避難所での協力体制確保を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・都府県型支援物資 避難所の電源設備の増強実施 住民による自主的な避難所運営を目指す。
T トイレ・シャワー(衛生)	<p>概ね20人に1基</p> <ul style="list-style-type: none"> 快速トイレ・手洗い場が確保されている。 着替えができ、体を清潔にできる。 ゴミが適正に処理できる。 	<p>1日1回</p> <ul style="list-style-type: none"> シャワー(風呂)が利用できる。 衣服の洗濯ができる。 	県・国	<ul style="list-style-type: none"> 快速トイレ等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者経路に基づく携帯トイレ等のプッシュ型支援開始※ 	<ul style="list-style-type: none"> 国・都府県型支援物資 県からレンタル施設等への快速トイレ等の設置要請 他自治体、NPO等保有のトイレトレーラー等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国・都府県型支援物資の到着 県調達の避難所への到着 	<ul style="list-style-type: none"> 国・都府県型支援物資の到着
K キッチン(栄養)	<p>栄養に配慮した温かい食事</p>		県・国	<ul style="list-style-type: none"> キッチンカー導入事業者の把握・情報共有 キッチンカー等による広域的な支援体制確保のための協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者経路に基づく食料等のプッシュ型支援開始 キッチンカー要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県備蓄食料の提供 県による主食・おかず調達調整開始 	<ul style="list-style-type: none"> 食料調達の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 食料調達の継続
	<ul style="list-style-type: none"> 主食とおかずがついた食事が提供されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所(被災地域)等において作り立てが提供されている。 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に配慮した食料備蓄及びシステム入力 地域のキッチンカー・調理車との活用を確保 弁当等による主食とおかずの調達方法を検討 日赤奉仕団等の地域における炊き出し体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村備蓄食料の提供 県への食糧要請※ 市町村による弁当等(主食・おかず)調達開始 地域における炊き出し等を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村備蓄食料の提供 市町村調達による弁当等(主食・おかず)の提供開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・県調達による弁当等(主食・おかず)の提供 栄養士会等への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士等による栄養指導 避難者で協力した避難所での調理本格化
			NPO 民間等	<ul style="list-style-type: none"> 県と情報共有 キッチンカー等による被災者支援に向けた体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・県とのマッチング等調整 住民等との協力により炊き出しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> キッチンカー・調理車とのマッチング等調整 	<ul style="list-style-type: none"> キッチンカーによる避難所到着 	<ul style="list-style-type: none"> キッチンカーによる避難所等へ配属 避難所等での調理支援
B ベッド等(睡眠)	<p>必要な寝床の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数が確保され、かつ1世帯1空室のパーティションが設置されている。 	<p>暑さ・寒さの緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 適度な温度が保たれている。 夏季には冷房等の設置、冬季にはジェットヒーターの設置や電気毛布の配布等により、過ごしやすい環境が保たれている。 	県・国	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者経路に基づく毛布等プッシュ型支援開始※ 	<ul style="list-style-type: none"> 県備蓄品の提供 県による協定業者(他市町村へ提供依頼等) 国への確保、段ボールベッド等要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県調達の避難所への到着 	<ul style="list-style-type: none"> 国調達の電化製品の到着
			市町村	<ul style="list-style-type: none"> 段ボールベッド設置に際して各事業者のレイアウト調整 避難所に応じた寝具(毛布、マットレスなど)の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 県備蓄品の提供 必要量の把握 県への要請※ 市町村による調達開始 毛布、マットレス等の寝具の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県備蓄品・段ボールベッドの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国・都府県型支援物資の到着 全避難所への段ボールベッド設置完了 	<ul style="list-style-type: none"> 電化製品の設置完了

凡例
: 快速トイレに関連する事項
: キッチンカーに関連する事項
☆: 段ボールベッドに関する事項
○: その他

災害対応を行う者（特に行政）の心構え

防災関係機関への応援要請、災害救助法の適用など、災害対応は、誰（何）のため？

「被災者・被災地のため」である。

裁量でできるものは最大限行う。

そのためには、

- ・被災者の視点を持つ
- ・戦うための知識を持つ

「防災は**人**づくり」

ご清聴ありがとうございました。